

広島県告示第七百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

令和五年五月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ププレひまわり薬局江南店	三原市和田三丁目四番一号	令和五年四月一日
こばやし眼科	尾道市天満町一六番一四号一	令和五年四月一日
のぞみ薬局	尾道市因島重井町五二三二番地四	令和五年二月二四日
因島医師会訪問介護支援ホームしまかぜの丘	尾道市因島田熊町五一一六番地	令和三年四月一日
三次市国民健康保険みよしこども診療所	三次市十日市東三丁目一四番一号	令和五年四月一日
ぶどう薬局	三次市三次町一五四五番地	令和五年五月一日
大竹元町薬局	大竹市元町一丁目一一番二号	令和五年四月一日
おおたけ駅前薬局	大竹市新町一丁目二番七号	令和五年四月一日
訪問看護ステーションあすなろ大竹	大竹市油見二丁目二番一七号	令和五年四月一日
訪問看護ステーションデュイン安芸西条	東広島市西条町御園宇七二〇六番地六グラントサijn二〇一号	令和五年四月一日